

労働安全衛生法改正へ 第3回 第3管理区分事業場の 措置強化

聖隷健康診断センター 作業環境測定室 森田 のりか

作業環境測定とは

作業環境測定は、対象物質等※が作業環境中にどの程度のレベルで存在しているのかを測定・評価することで、その作業場で働く労働者に業務起因性の健康障害が起きるか否かを判断する指標となります。評価には3つの管理区分があります。

※粉じん、有機溶剤等の有害物や騒音等の有害エネルギー

管理区分	必要な措置
第1管理区分	現在の管理の継続的維持に努める
第2管理区分	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるように努める
第3管理区分	- 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき作業環境を改善するため必要な措置を講ずる - 有効な呼吸用保護具の使用 (産業医等が必要と認める場合には)健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる

措置の強化

2024年4月1日から第3管理区分事業場の措置が強化されると、上記の措置に加え、当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（労働衛生コンサルタント等）の意見を聴かなければなりません。

改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、効果の確認を行い、結果の評価が必要です。

作業環境管理専門家が改善困難と判断、または改善措置を講じたが再び第3管理区分となった場合は下記の措置を行います。

- ▶ 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じた呼吸用保護具を使用させる
- ▶ 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する
- ▶ 作業環境管理専門家の意見の概要と行われた措置および評価の結果を労働者に周知し、所轄労働基準監督署に届ける



作業環境測定・労働衛生管理について詳しく知りたい方はコチラ



作業環境・労働衛生に関するお問合せ

● 聖隷健康診断センター 作業環境測定室 ● 聖隷労働衛生コンサルタント事務所
☎ 053-475-1229 ▶ 受付時間（祝日除く）…月～金曜日 8:30～17:00

ワクワク楽しい毎日のために 20代から始める生活習慣病予防

運営管理センター 情報システム課 課長 土屋 易寿美

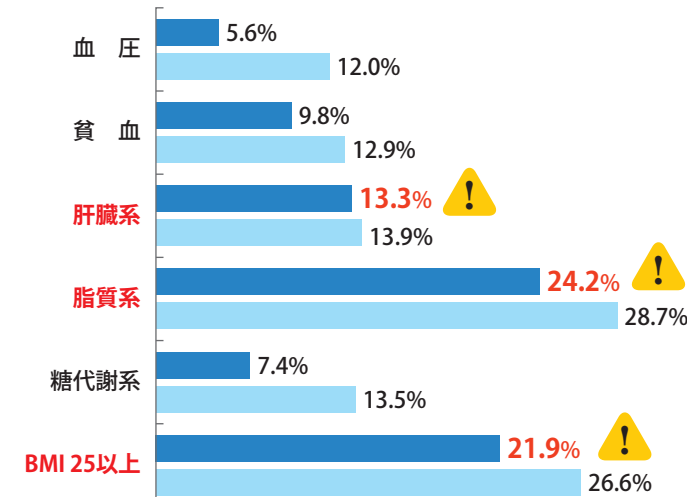
生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）やその予備群は男女とも40歳以上で多く、若い頃からの将来的な予防が大切です。

そこで今回、保健事業部における2022年度一般健康診断（職域健診）219,931件のうち、39歳以下の若年者の健康に着目してみました。

39歳以下の現状

■ 39歳以下（100,970件） ■ 保健事業部全体（219,931件）

◆ 有所見者の割合 [C判定（要再検査・生活改善）D判定（要精密検査・治療）]

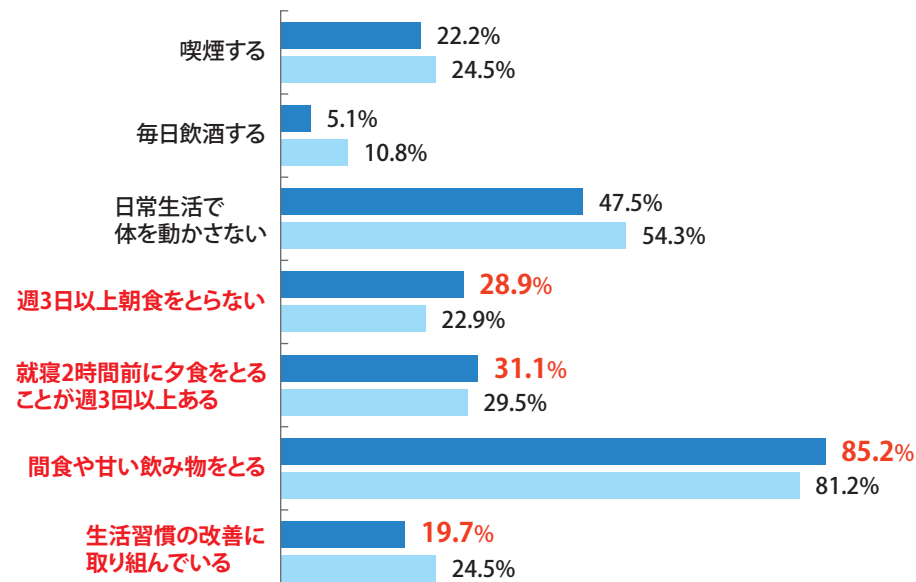


39歳以下において肝臓系では7人に1人、脂質系では4人に1人が所見あり。なんと4人に1人はBMI 25以上！

39歳以下であっても、有所見率は決して低くありません。特に肝臓系、脂質系の有所見率が高いようです。



◆ 問診票の回答



問診票の回答では、39歳以下は全体と比べ、「喫煙する」「毎日飲酒する」「日常生活で体を動かさない」割合は低いものの、週3日以上「朝食をとらない」「就寝2時間前に夕食をとる」、「間食や甘い飲み物をとる」割合が高く、食生活に関する項目に課題があることがわかります。さらに、何らかの生活習慣の改善に取り組んでいる割合が低いようです。

若い頃からの生活習慣の積み重ねが、将来の健康状態に影響していきます。食事や運動等の生活習慣をこの機会に見直し、健康の維持・増進を図りましょう。